

[広報文例 1]

東京都最低賃金改正のお知らせ

東京都最低賃金（地域別最低賃金）は令和8年10月1日から

時間額 1 , 2 8 0 円に改正されます。

都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者（都内の事業場に派遣中の労働者を含む）に適用されます。

最低賃金の引上げに向けた環境整備のための支援策として、各種助成金制度を設けています。

< 問合せ先 >

東京都最低賃金について

東京労働局労働基準部賃金課（TEL 03-3512-1614（直通））

東京働き方改革推進支援センター（TEL 0120-232-865）

各種助成金について

東京働き方改革推進支援センター（TEL 0120-232-865）

[広報文例 2]

東京都最低賃金改正のお知らせ

東京都最低賃金は、令和8年10月1日から

時間額 1 , 2 8 0 円に改正されます。

東京都内で働く全ての労働者に適用されます。

< 問合せ先 >

東京労働局労働基準部賃金課（TEL 03-3512-1614（直通））

東京働き方改革推進支援センター（TEL 0120-232-865）